



24生都管第3772号

平成25年2月5日

法人の名称 特定非営利活動法人安全工学会

主たる事務所の所在地 東京都中央区日本橋茅場町三丁目5番2号 アロマビル6階

代表者の氏名 仲 勇治 殿

東京都知事 猪瀬 直樹



仮認定特定非営利活動法人として仮認定した旨の通知書

貴法人から平成24年8月16日付けでされた仮認定特定非営利活動法人としての仮認定を受けるための申請について、貴法人を下記の期間を有効期間として仮認定することとしたので通知します。

記

自平成25年2月5日

仮認定の有効期間

至平成28年2月4日

[教示]

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申し立てをした場合には、当該異議申し立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。